

証券コード 7777

2019年7月9日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号

株式会社スリー・ディー・マトリックス

代表取締役社長 岡田 淳

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、2019年7月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年7月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号 ホテルグランドアーク半蔵門
富士の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第15期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員、社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.3d-matrix.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(2018年5月1日から)
(2019年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループは主要技術である自己組織化ペプチド技術による医療製品の開発に引き続き注力しており、主に外科領域では吸収性局所止血材：TDM-621（以下「本止血材」という。）、粘膜隆起材：TDM-641（以下「粘膜隆起材」という。）、再生医療領域では歯槽骨再建材：TDM-711（以下「歯槽骨再建材」という。）および創傷治癒材：TDM-511（以下「創傷治癒材」という。）の事業展開を進めてまいりました。

【研究開発の状況】

日本：

本止血材

内視鏡的粘膜下層剥離術下の漏出性出血に対する止血効果等の有効性評価や安全性評価を含めた総合的判断を行うという治験計画を構築し、2017年4月11日に臨床試験を開始するための治験計画届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）に提出しました。今回の治験は消化器内視鏡治療の領域において、本止血材の有効性を従来の止血法と比較する試験であり、2017年8月に開始しております。複数の治験施設で治験を進め、対象となる症例の組入れを実施しておりますが、症例組入れの完了時期の変更に伴い2020年4月期第1四半期中での治験終了に予定を変更し、製造販売承認申請についても2020年4月期上期中のターゲットに予定を変更しております。

粘膜隆起材

2014年12月11日に国内での臨床試験を開始し、有効性をより明確にできる試験方法や製材の検討を実施するために、2015年2月16日に自主的に臨床試験を一時中断しております。その後、製品の優位性の検討を進める中、ペプチドに改良を加え一定程度の結果や成果が得られております。2019年4月期下期より改良版の製材を用いた新治験プロトコルにつきPMDAとの協議を再開しております。また一方で治験を必要としない改良医療機器での承認申請の方策も模索しており、早期の製品上市に向けて研究開発を進めてまいります。

DDS(ドラッグ・デリバリー・システム)

国立がん研究センターとの「RPN 2 標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトにおいて自己組織化ペプチドA6KをsiRNA核酸医薬のDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)として提供しておりました。当社は国立がん研究センターと共同でがん幹細胞に対する治療薬や診断方法の特許を取得しており、同分野や関連分野の共同研究/共同開発に向けた取り組みを進めております。

また広島大学との共同プロジェクトにおいても、悪性胸膜中皮腫を対象疾患とする革新的抗腫瘍核酸医薬に界面活性剤ペプチドを提供し、共同開発を進めております。

欧州：

後出血予防材

内視鏡手術時に生じる後出血予防効果に関して、2017年12月に欧州の認証機関にCEマーキング適用追加の再申請を実施した後、認証機関との審査対応を実施し、2018年12月に認証を取得いたしました。

次世代止血材

本止血材と異なる新規ペプチド配列を用いた開発品です。MITからライセンス供与を受けた自己組織化ペプチド技術をベースとした開発品であり、製品プロダクト化も概ね終了し、最終製品を用いた前臨床試験を実施中です。今後も検証を重ね、早期に臨床試験に移行させる予定であります。本止血材より止血効果に優れ、ペプチド原材料価格のコスト低減等の優位性があることから、将来的に次世代止血材を主力製品として市場に供給すべく開発を進めてまいります。

米国：

癒着防止材

耳鼻咽喉科領域での製品販売に向け米国食品医薬品局（以下「FDA」という。）に市販前届510(K)を申請しておりましたが、2019年4月に医療機器（クラスⅡ）での販売承認を受けました。癒着防止、止血、創傷治癒を同時に行えることから、付加価値の高い製品として鼻甲介切除術や鼻中隔形成術の適用で高いニーズも見込まれます。米国内での本領域は約200億円の市場規模を有するマーケットであり、2020年4月期上期中の製品販売に向け製造を開始し、販売体制の構築など準備を進めております。

本止血材

FDAと引き続き臨床試験開始に向けたプロトコルの構築に向け協議を実施しており、2020年4月期中での臨床試験開始をターゲットに開発を進めてまいります。

歯槽骨再建材

米国での臨床試験で15症例の施術・経過観察が完了し骨形成に良好な結果やデータを得たことから、FDA承認の後、前第1四半期より次のフェーズでの臨床試験を開始しております。骨形成を確認するため経過観察に時間を要することから、当期末においても臨床試験を継続しており、今後も製品化に向けた開発を進めてまいります。

創傷治癒材

米国：2014年10月23日に医療機器の審査プロセスの1つである市販前届510(k)を米国FDAに申請し、2015年2月16日に米国FDAより承認を受け販売の許認可を取得しております。他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）による治療効果の増大に向け、熱傷治療、皮膚がん治療を中心に美容整形分野等で研究を進め、付加価値の高い製品化に向けて取り組んでおります。

【販売進捗の状況】

欧州：2014年1月14日にCEマーキング指令適合を受けた後、事業収益化に向けてドイツ、フランス、英国等の主要国を含めたヨーロッパ全域で、有力医療施設をターゲットに代理店(各国別での販売に特化した販売代理店)を通じた製品販売を開始しております。製品販売に関しては通期192百万円となり前期比125%の成長となりました。

主要国であるドイツにおいて大手体外診断用医療品メーカー/医療機器販売代理店のW E R F E Nグループ（ドイツでの代理店はニコライ社）により販売が進展し、イギリスでは医療機器販売代理店のアクイラント社により販売が進展しました。一方で、フランス大手代理店PENTAXの本格的な販売が開始されておらず、販売提携の締結が完了しなかったことで大きなロットの受注が見込めなかったことが計画との差異が生じた要因です。

また欧州全域への製品販売を目的とした包括的販売提携につき販売パートナー候補先（対象全域に販売網、プロモーション機能を有する企業）の3社と契約締結に向け交渉を進めておりました。当期中での契約締結には至りませんでした。消化器内視鏡領域に関しては2019年6月13日に欧州子会社とFUJIFILM Europe BV（以下「FUJIFILM」という。）との間で欧州全域における本止血材「PuraStat」の独占販売権契約を締結いたしました（詳細は2019年6月13日付の適時開示をご参照

ください)。今後、FUJIFILMが有する幅広い顧客基盤に対して共同で売り込むことで、営業時間の大幅な短縮と即時の顧客カバレッジの拡大を目指してまいります。その他の領域である心臓血管外科領域や消化器外科領域については、引き続き候補先と契約締結に向け交渉を進めてまいります。

アジア、オセアニア：CEマーキング採用地域であり、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでおります。主要市場のオーストラリアでは、大手医療機器のゲティンゲグループを通じた製品販売を行っていましたが、2018年10月にゲティンゲグループのバイオサージェリー部門が中国ヘルスケア企業に売却されたことにより、ゲティンゲグループとの販売代理契約は終了し、第3四半期から第4四半期にかけて自社販売に移行いたしました。しかしながら、経験豊富な営業マネージャー/担当の採用が進んだことで、自社販売移行後の第4四半期だけで約57百万円と過去最高の販売で、2019年4月期の通期でも製品販売127百万円と前期比187%の成長となり、当期の販売計画を超過しました。耳鼻咽喉科や内視鏡手術領域がトップセグメントではありますが、来期に向け腹腔鏡手術などの新しい領域での販売も拡大見込みであり、対象医療機関も拡大傾向であるため、来期は更なる販売拡大を計画しております。

また韓国での販売承認取得に向けDaewoong Pharmaceutical Co., Ltd. による当局との審査対応が継続しておりますが、当期中での審査完了には至りませんでした。早期の販売承認に向け同社の審査対応をサポートするとともに、2020年4月期での承認取得に向け協働してまいります。

中南米/カナダ：CEマーキング採用地域であり、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動を進めております。製品販売に向けてブラジル、メキシコ、チリでは現地の販売代理店と販売契約を締結済みです。販売拡大に向け取り組んでおり、製品販売に関しては少額となりましたが、一方で2019年1月にカナダ当局より製品登録の承認がなされ、同月にはロンドン証券取引所に上場するDiploma PLCのグループ企業であるVantage Endoscopy社と販売代理契約を締結しております。現在、販売に向けた製品製造の段階であり、2020年4月期での販売開始を予定しております。

このような結果、当連結会計年度の業績につきましては、事業収益面に関しては本止血材の製品販売321百万円（欧州：192百万円、アジア/オセアニア：127百万円、中南米：2百万円）、研究試薬販売7百万円となり、事業収益の合計は328百万円（前年同期比100百万円の増加）となりました。費用面に関しては販売管理費、研究開発費を含め通期計画の想定範囲で推移しており、その結果、経常損失2,426百万円（前年同期は経常損失1,767百万円）、親会社株主に帰属する当期純損

失2,554百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,866百万円）となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメント（医療製品事業）であるため、セグメントごとの記載はしていません。

（2）資金調達の状況

当連結会計年度の運転資金は、自己資金及び借入金で充当いたしました。

（3）対処すべき課題

当社グループは、医療分野を取り巻く現状を分析し、それらを踏まえた最善の事業戦略の策定及び推進実行に向けて、具体的には以下のような点が事業運営上の課題と認識しております。

①事業収益の拡大とコスト削減

当社グループは、外科領域では吸収性局所止血材、後出血予防材、粘膜隆起材、癒着防止材等、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材等のパイプラインを開発しておりますが、これらの早期の製品上市、製品販売での収益獲得が当社経営の安定化に向けた課題であると認識しております。

主力製品である吸収性局所止血材については、主に欧州やアジア/オセアニアで製品販売を開始しております。特に欧州では2019年6月に欧州全域をカバーする販売提携を実施しており、今後は販売パートナーの顧客基盤も活用し、より広範囲で多くの医療施設をターゲットに製品販売の拡大に取り組んでまいります。また当社グループは、MITより実施許諾を受けている自己組織化ペプチド技術が幅広い応用可能性を持つ技術であると認識しており、複数の分野で早期に製品を提供することで医療に貢献することが使命であると認識しております。そのため、国内では消化器内視鏡治療の領域で治験計画届を提出し、臨床試験を実施しております。国内では独占販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、更なる開発を進めてまいります。また欧州では吸収性局所止血材や次世代止血材、米国では癒着防止材等の各パイプラインの販売権許諾やライセンス付与を進め、契約一時金や共同研究費の確保など安定的な事業収益の確保を目指して取り組んでまいります。

一方で、グループ全体でコスト削減を進め、製品の原価低減を進めるとともに、研究開発に関してはグループ間で基礎研究の共有や効率化を推進し、一般管理費においても業務効率化による諸経費の削減等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

②資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に投資ファンドに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2019年4月に12億99百万円の調達をしております。また第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、2019年6月20日までにその一部が行使され、343百万円を調達しております。しかしながら、今後も新株予約権の行使に関しては株価下落などにより当初想定した資金調達を確保できないリスクもあります。そのため、当該リスクに備えるためにも新たな資金調達手段の検討を進めてまいります。

また株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行との間でも借入コミットメントライン契約を締結しており、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行との間では借入枠設定を行うなど安定的な事業資金の確保に取り組んでおります。

今後も引き続き各金融機関からの資金調達、借入コミットメントラインの設定・拡大、リースの活用など様々な資金調達を検討・実施し、継続的に財務基盤の強化に努めてまいります。

③研究開発体制及び経営管理体制の強化

当社グループは、パイプラインの進展及びグローバル展開に対応するため、多様化するリスクを把握しこれに対処するための研究開発体制や経営管理体制の強化を経営課題と認識しております。

当社グループは、研究開発において小規模の体制で、各規制当局の定める基準に準拠した体制を構築し、複数の臨床開発を実施しております。今後、事業がさらに拡大、グローバル化した際にも、必要な情報の収集を行い、社内規定の改訂や継続的社員教育などを通して、法令や規則の遵守のための活動を継続して行なってまいります。また当社グループは小規模組織ですが、グローバルに拠点を展開しており、そのため、連結での内部統制体制を確立することを目指し、統制項目や業務プロセスを検証し、リスクを洗い出し、それを最小化する取り組みを実施しております。今後も組織的な内部統制の構築を進めるとともに、組織間の牽制機能の強化やコンプライアンス体制の強化に向け取り組んでまいります。

また今後も製品上市や事業提携の拡大など事業ステージに合わせて、十分な体制を維持すべく、事業計画に合わせた人員計画により、高度な専門知識・経験を有する国内外の人材確保や育成、外部リソースの積極活用に努めてまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第12期 2016年4月期	第13期 2017年4月期	第14期 2018年4月期	第15期(当連結会計年度) 2019年4月期
事業収益	141,835 千円	615,852 千円	228,615 千円	328,847 千円
経常損失(△)	△1,935,826 千円	△1,270,163 千円	△1,767,071 千円	△2,426,127 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△2,459,327 千円	△1,392,571 千円	△1,866,217 千円	△2,554,559 千円
1株当たり 当期純損失(△)	△114.49 円	△64.62 円	△81.26 円	△97.41 円
総資産	4,459,974 千円	3,423,643 千円	3,135,731 千円	4,092,627 千円
純資産	3,935,677 千円	2,607,343 千円	2,201,879 千円	1,513,000 千円
1株当たり純資産	168.13 円	105.84 円	76.75 円	40.34 円

(注) 1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
3-D Matrix, Inc.	1,932千米ドル	100.0	医療製品開発・販売
3-D Matrix Europe SAS.	3,060千ユーロ	100.0	
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	500千SGドル	100.0	
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	4,500千レアル	100.0 (0.1)	
北京立美基投資咨询有限公司	1,229千元	100.0 (100.0)	
3-D Matrix EMEA B.V.	300千ユーロ	100.0	

(注) 当社の出資比率の()内の数字は、間接所有比率であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。

(6) 主要な事業内容 (2019年4月30日現在)

事 業	区 分	主 要 製 品
医療製品事業	医療製品開発・販売	自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域・再生医療領域・DDS領域において医療機器及び医薬品の研究開発を行う事業です。 主要な開発パイプラインとしては、外科領域では吸収性局所止血材、粘膜隆起材、血管塞栓材を有しており、再生医療領域では歯槽骨再建材、創傷治癒材を有しています。 なお、吸収性局所止血材及び粘膜隆起材については、これまでに販売提携先から契約一時金及びマイルストーンペイメントを得ており、吸収性局所止血材については、製品販売売上を計上しております。
	研究試薬販売	自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を米国の販売会社を通じて研究試薬用途での販売を行っています。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられております。

(7) 主要な営業所（2019年4月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区麹町三丁目2番4号

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
3-D Matrix, Inc.	米国マサチューセッツ州
3-D Matrix Europe SAS.	フランス共和国リヨン市
3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	シンガポール共和国
3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	ブラジル連邦共和国サンパウロ市
北京立美基投資咨询有限公司	中華人民共和国北京市
3-D Matrix EMEA B. V.	オランダ王国ハーフトドルプ

(8) 従業員の状況（2019年4月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
55 名	13名増

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
12 名	3名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（2019年4月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	250,000千円
株式会社りそな銀行	200,000千円
株式会社みずほ銀行	100,000千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループの医療製品事業は研究開発費用が先行して計上されることから、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

そのため、主力製品である吸収性局所止血材の製品販売をグローバルに展開し、主に欧州とアジア/オセアニアで売上収入を計上するとともに、販売権許諾による契約一時金やマイルストーンペイメント収入の獲得を目指しましたが、研究開発費用等をカバーする収益の計上には至っておりません。また当連結会計年度末において、現金及び預金1,802百万円を有しており、加えて更なる資金確保に向けて投資ファンドに対し第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権を発行し資金調達も進めておりますが、当該資金調達は新株予約権によるものであり、行使や調達額は株価の影響を受けることから、株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクがあります。

また当社グループの研究開発及び事業活動を進めるに際しての事業資金を確保するために、2018年6月に金融機関に対し第三者割当による19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行を決議し、2019年3月に投資ファンドに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権を発行決議し資金調達を実行するなど、財務基盤の拡充に向けて新たな資金調達手段も実行しております。その他の機動的な資金調達手段として、株式会社三井住友銀行に加えて株式会社りそな銀行との間で借入コミットメントライン契約を締結しており、別途借入枠の設定も継続して更新しております。

これらの事項から研究開発及び事業運営のための十分な資金が確保できない可能性があり、不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために以下の改善策に取り組んでまいります。

① 事業収益の拡大とコスト削減

事業収益の確保に向け当社グループは、主力製品である吸収性局所止血材について欧州では2019年6月に欧州全域をカバーする販売提携を実施しております。販売パートナーの顧客基盤も活用し、より広範囲により多くの医療施設をターゲットに製品販売の拡大を進めてまいります。また吸収性局所止血材と粘膜隆起材に関しては、国内において販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、更なる開発進展に取り組んでまいります。また欧州で吸収性局所止血材や次世代止血材、米国で癒着防止材等の各パイプラインの販売権許諾やライセンス付与を進め、契約一時金や共同研究費の確保を目指してまいります。

一方で、グループ全体でコスト削減を進め、製品の原価低減に努めるとともに、研究開発に関してはグループ間で基礎研究の共有や効率化を推進し、一般管理費においても業務効率化による諸経費の削減等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

② 資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に投資ファンドに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し2019年4月に12億99百万円を調達しております。また第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、2019年6月20日までにその一部について行使が実行され、343百万円を調達しております。しかしながら、今後の新株予約権の行使に関しては株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクもあります。そのため、当該リスクに備えるためにも新たな資金調達手段の検討を進めてまいります。

なお、連結財務諸表及び財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表及び財務諸表には反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年4月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,672,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 28,053,100株 |
| (3) 株主数 | 16,416名 |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 大株主 | |

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
永野 恵嗣	1,810,100	6.45
佐々木 桂一	1,384,500	4.94
扶桑薬品工業株式会社	640,000	2.28
FFアクセラレーター1号投資事業有限責任組合	500,600	1.78
株式会社アイル	400,000	1.43
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	340,600	1.21
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN	320,300	1.14
CYPRESS JAPAN合同会社	320,000	1.14
株式会社SBI証券	235,900	0.84
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	224,300	0.80

（注） 持株比率は、自己株式（246株）を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（2019年4月30日現在）
当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行 使 期 間	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第8回（400,000円）	2011年7月16日 ～2019年7月15日	10個	普通株式 16,000株	1名
	第9回（400,000円）	2012年7月9日 ～2020年7月8日	15個	普通株式 24,000株	1名
	第10回（500,000円）	2013年4月27日 ～2021年4月26日	60個	普通株式 96,000株	2名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2018年5月23日開催の取締役会決議による新株予約権

	当社使用人	子会社の役員及び使用人
交付者数	4名	7名
新株予約権の数	304個	696個
目的となる株式の種類及び数	普通株式30,400株	普通株式69,600株
発行価格	無償	
新株予約権の行使価額	1個につき79,100円	
権利行使期間	2020年5月24日～2028年5月23日	

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2019年4月30日現在）

当社は、2018年6月28日開催の取締役会決議に基づき、2018年7月17日に発行した第19回新株予約権（行使価額修正条項付）について、2019年4月15日付で本新株予約権の全部を取得し、取得後直ちに本新株予約権の全部を消却いたしました。

また当社は、2019年3月29日開催の取締役会決議で第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権の発行を決議しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2019年4月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡田 淳	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役 北京立美基投資咨询有限公司 取締役
取締役会長	永野 恵嗣	3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte. Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役
取締役	新井 友行	
取締役	島村 和也	島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ(株) 社外取締役 アイビーシステム(株) 社外監査役 (株)アズーム 社外監査役 (株)カイカ 社外取締役
常勤監査役	河邊 務	河邊社会保険労務士事務所 代表
監査役	向川 寿人	(株)ファースト コンサルティング 取締役 向川公認会計士事務所 代表 エム・アール・エス広告調査(株) 社外監査役 (株)アドバンスト・メディア 社外監査役 (株)PR TIMES 社外監査役
監査役	大 毅	大総合法律事務所 代表 (株)リロググループ 社外監査役 (株)オロ 社外監査役

- (注) 1. 島村和也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 河邊務、向川寿人および大毅の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 島村和也氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 河邊務氏は、社会保険労務士の資格を有しており、企業管理全般に関する知見を有するものであります。
5. 向川寿人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 大毅氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社の社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	基本報酬
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	46,523千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,760千円 (14,760千円)
合 計	7名	61,283千円

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員等の重要な兼職の状況等

- ア．取締役島村和也氏は、島村法律会計事務所の代表を兼任しております。また、コスモ・バイオ株式会社、株式会社カイカの社外取締役およびアイビーシステム株式会社、株式会社アズームの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。
- イ．監査役河邊務氏は、河邊社会保険労務士事務所の代表を兼任しております。同社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。
- ウ．監査役向川寿人氏は、株式会社ファースト コンサルティングの取締役を兼任しております。向川公認会計士事務所の代表を兼任しております。また、エム・アール・エス広告調査株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社PR TIMESの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。
- エ．監査役大毅氏は、大総合法律事務所の代表を兼任しております。また、株式会社リロググループおよび株式会社オロの社外監査役を兼任しております。各社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	島村 和也	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席するとともに、監査役会にオブザーバーとして出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、取締役会以外の場においても代表取締役との意見交換では、適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	河邊 務	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について意見表明を行っております。また、常勤監査役として定期的に代表取締役との意見交換、社内における重要な会議にも出席するとともに往査を実施しております。
社外監査役	向川 寿人	当事業年度に開催された取締役会12回中10回及び監査役会18回中16回に出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について公認会計士として専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。
社外監査役	大 毅	当事業年度に開催された取締役会12回中11回及び監査役会18回中15回に出席しました。取締役会及び監査役会では意思決定の妥当性・適正性について弁護士として専門的見地から意見表明を行っております。また、定期的に代表取締役との意見交換を実施しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25,200千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、3-D Matrix Europe SAS. 及び3-D Matrix Asia Pte. Ltd.、北京立美基投資咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
- ・ 取締役会については、取締役会規程に基づき月1回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
- ・ 取締役会規程に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
- ・ 監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
- ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
- ・ 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
- ・ 内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。
- ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
- ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
- ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う

体制とする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス規程に基づき、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
 - ・ 内部監査人は、経営監視機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上およびコンプライアンスの徹底を図る。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 子会社の取締役等は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務および取締役等の職務の執行の状況を当社に遅滞なく報告する。
- ⑦ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程に基づき、徹底したリスクの洗い出しを行う。
 - ・ 内部監査人は、子会社におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。
 - ・ リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。
- ⑧ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 経営に関する重要事項については、当社および子会社の取締役を含めた会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
 - ・ 事業計画に基づき中長期計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けて計数管理を行う。
 - ・ 当社または子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、関係会社管理規程およびその他社内規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。
- ⑨ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社のコンプライアンス規程を子会社においても準用し、法令、定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
 - ・ 関係会社規程に基づき、重要な職務執行について当社取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、当社取締役会で決定を行う。
 - ・ 監査役は、子会社の取締役等の職務執行状況について必要に応じて意見聴取するとともに監視・監督を行う。
 - ・ 内部監査人は、定期的な内部監査で子会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告する。

- ⑩ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- ・ 当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
 - ・ 管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
 - ・ 内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令ならびに規程の遵守状況を監査すると共に必要な指導を行う。
- ⑪ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。
- ⑫ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
 - ・ 取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。
- ⑬ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑭ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
- ・ 監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。
 - ・ 取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容および内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
 - ・ 稟議書ならびに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
 - ・ 監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。
- ⑮ 子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の取締役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・ 子会社の取締役および使用人は、職務執行に関する法令違反、定款違反および不正事実または当社または子会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。

- ⑯ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告を行った当社または子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑰ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。
- ⑱ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会その他重要な会議に出席できることとする。
 - ・ 監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
 - ・ 監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。
- ⑲ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑳ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
- ⑳-1 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- i 当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ii 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
- ⑳-2 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- i 反社会的勢力対応規程において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針とすると共に、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。
 - ii 反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
 - iii 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等からの情報収集に努める。
 - iv 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行について

当社の取締役会は4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されており、取締役会には取締役及び監査役3名（うち社外監査役3名）が出席し、当社グループの重要事項の審議、決議するとともに業務執行の報告が行われました。社外取締役は独立した立場から審議、決議に加わり、経営の監督を行っております。また各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

②企業集団における業務の適正確保について

関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において、子会社における重要事項の審議及び決議ならびに業務執行の報告が行われました。

③リスク管理体制について

リスク管理規程を制定し、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては取締役会で報告され、リスクの共有及び迅速な対応を図っております。

④監査役の職務の執行について

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、会社の状況を把握し監査役相互による意見交換を行っております。また常勤監査役は、社内の重要会議に出席するとともに取締役等から職務執行状況を適宜聴取し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,066,796	流 動 負 債	1,279,636
現金及び預金	1,802,708	短期借入金	550,000
売掛金	137,731	未払金	590,401
たな卸資産	1,792,164	未払費用	56,503
前渡金	225,456	未払法人税等	44,502
その他	152,504	その他	38,230
貸倒引当金	△43,767		
		固 定 負 債	1,299,990
		転換社債型新株予約 権付社債	1,299,990
固 定 資 産	25,830		
有形固定資産	—	負 債 合 計	2,579,626
無形固定資産	—	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,064,801
投資その他の資産	25,830	資本金	7,567,177
敷金	19,205	資本剰余金	7,557,006
その他	6,624	利益剰余金	△14,059,228
		自己株式	△153
		その他の包括利益累計額	66,826
		為替換算調整勘定	66,826
		新 株 予 約 権	381,372
		純 資 産 合 計	1,513,000
資 産 合 計	4,092,627	負債・純資産合計	4,092,627

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		
売上高		328,847
事業費用		
売上原価	312,147	
研究開発費	786,137	
販売費及び一般管理費	1,497,764	2,596,049
営業損失		2,267,201
営業外収益		
受取利息	615	
補助金収入	16,806	
その他	490	17,912
営業外費用		
支払利息	8,604	
支払手数料	3,754	
為替差損	130,608	
株式交付費	5,867	
社債発行費	27,999	
その他	3	176,839
経常損失		2,426,127
特別利益		
新株予約権戻入益	17,512	17,512
特別損失		
減損損失	144,733	144,733
税金等調整前当期純損失		2,553,349
法人税、住民税及び事業税		1,209
当期純損失		2,554,559
親会社株主に帰属する当期純損失		2,554,559

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年5月1日残高	6,712,098	6,701,927	△11,504,669	△153	1,909,204
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	855,078	855,078			1,710,156
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,554,559		△2,554,559
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	855,078	855,078	△2,554,559	—	△844,402
2019年4月30日残高	7,567,177	7,557,006	△14,059,228	△153	1,064,801

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2018年5月1日残高	△68,832	△68,832	361,507	2,201,879
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				1,710,156
親会社株主に帰属する当期純損失				△2,554,559
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	135,658	135,658	19,864	155,523
連結会計年度中の変動額合計	135,658	135,658	19,864	△688,879
2019年4月30日残高	66,826	66,826	381,372	1,513,000

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

当社グループの医療製品事業は研究開発費用が先行して計上されることから、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

そのため、主力製品である吸収性局所止血材の製品販売をグローバルに展開し、主に欧州とアジア/オセアニアで売上収入を計上するとともに、販売権許諾による契約一時金やマイルストーンペイメント収入の獲得を目指しましたが、研究開発費用等をカバーする収益の計上には至っておりません。また当連結会計年度末において、現金及び預金1,802百万円を有しており、加えて更なる資金確保に向けて投資ファンドに対し第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権を発行し資金調達も進めておりますが、当該資金調達は新株予約権によるものであり、行使や調達額は株価の影響を受けることから、株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクがあります。

これらの事項から研究開発及び事業運営のための十分な資金が確保できない可能性があり、不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために以下の改善策に取り組んでまいります。

① 事業収益の拡大とコスト削減

事業収益の確保に向け当社グループは、主力製品である吸収性局所止血材について欧州では2019年6月に欧州全域をカバーする販売提携を実施しております。販売パートナーの顧客基盤も活用し、より広範囲により多くの医療施設をターゲットに製品販売の拡大を進めてまいります。また吸収性局所止血材と粘膜隆起材に関しては、国内において販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、更なる開発進展に取り組んでまいります。また欧州で吸収性局所止血材や次世代止血材、米国で癒着防止材等の各パイプラインの販売権許諾やライセンス付与を進め、契約一時金や共同研究費の確保を目指してまいります。

一方で、グループ全体でコスト削減を進め、製品の原価低減に努めるとともに、研究開発に関してはグループ間で基礎研究の共有や効率化を推進し、一般管理費においても業務効率化による諸経費の削減等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

② 資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に投資ファンドに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し2019年4月に12億99百万円を調達しております。また第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、2019年6月20日までにその一部について行使が実行され、343百万円を調達しております。しかしながら、今後の新株予約権の行使に関しては株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクもあります。そのため、当該リスクに備えるためにも新たな資金調達手段の検討を進めてまいります。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 9 社

主要な連結子会社の名称 3-D Matrix, Inc.

3-D Matrix Europe SAS.

3-D Matrix Asia Pte. Ltd.

3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.

北京立美基投資咨询有限公司

3-D Matrix EMEA B. V.

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.、北京立美基投資咨询有限公司、他 1 社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品……移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

(2) 重要な減価償却固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……建物及び構築物並びに工具、器具及び備品については定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。また、機械装置及び運搬具については定額法によっております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
機械装置及び運搬具	8年
工具、器具及び備品	4年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- ④ 長期前払費用……………定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても同様に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(追加情報)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 189,263千円
上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度におきまして、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (千円)
事業用資産	工具、器具及び備品	日本、アメリカ、フランス、オランダ、シンガポール、イギリス、ブラジル	11,713
	特許実施権、特許権、長期前払費用	日本、アメリカ、フランス、ブラジル	133,019

(注1) 減損損失の認識に至った経緯

当社グループは、当初の中期経営計画に基づき事業を遂行する過程で、今後の収益見直しを見直した結果、当該事業用資産につき減損処理を行うこととし、減損損失として特別損失に計上しております。

(注2) グループिंगの方法

当社グループは、事業用資産については、事業遂行の過程で相互に関連することから、全体を一つの資産グループと見做しております。

(注3) 回収可能価額の見積り方法

当資産グループの回収可能価額について、事業用資産は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零としております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 28,053,100株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,953,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当及び公募等の増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により資金を調達しております。増資並びに銀行借入及び転換社債型新株予約権付社債により調達した資金の使途は主に研究開発資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び銀行借入である短期借入金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、未払金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理しております。また、当社は、営業債務及び借入について管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を当社の研究開発費、販売費及び一般管理費の12ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。当社グループの主要取引先は世界各国にあり、その取引価格は、外貨建てのものと円建て価格のものが存在しております。外貨建ての取引については、当社が為替の影響を受けることとなっており、一方円建て価格の取引については当社の取引先が為替の影響を受けることとなっております。敷金については、賃借契約に際し、取引先の信用状況の把握に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年4月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照下さい。）。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,802,708	1,802,708	—
(2) 売掛金	137,731		
貸倒引当金 ※	△43,767		
	93,963	93,963	—
資産計	1,896,671	1,896,671	—
(1) 短期借入金	550,000	550,000	—
(2) 未払金	590,401	590,401	—
負債計	1,140,401	1,140,401	—

※ 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金及び預金、（2）売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金については、貸倒引当金の個別引当及び個別に信用リスクを把握することが困難な先について、一括貸倒引当金を信用リスクとみなし、時価を算定しております。

負債

（1）短期借入金、（2）未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
敷金	19,205
転換社債型新株予約権付社債	1,299,990

敷金については、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	40円	34銭
1 株当たり当期純損失金額	97円	41銭

重要な後発事象に関する注記

独占販売権契約の締結

2019年6月13日に当社欧州子会社の3-D Matrix Europe SAS. は、FUJIFILM Europe BVとの間で、消化器内視鏡手技向けの止血材「PuraStat」の欧州全域での独占販売権契約を締結いたしました。今後、FUJIFILM Europe BVが欧州全域の消化器内視鏡手術の領域において「PuraStat」の製品販売を独占的に実施いたします。

貸 借 対 照 表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,969,623	流 動 負 債	1,190,425
現金及び預金	1,596,062	買掛金	68,852
売掛金	933,404	短期借入金	550,000
たな卸資産	1,602,171	未払金	480,599
前渡金	242,777	未払費用	42,595
立替金	25,690	未払法人税等	44,502
関係会社短期貸付金	3,011,791	預り金	3,875
その他	99,698		
貸倒引当金	△3,541,972	固 定 負 債	1,299,990
		転換社債型新株予約権	1,299,990
		付社債	
固 定 資 産	12,749		
有形固定資産	—	負 債 合 計	2,490,415
無形固定資産	—	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	1,110,585
投資その他の資産	12,749	資本金	7,567,177
関係会社長期貸付金	787,768	資本剰余金	7,557,006
敷金	12,449	資本準備金	7,557,006
その他	300	利益剰余金	△14,013,444
貸倒引当金	△787,768	その他利益剰余金	△14,013,444
		繰越利益剰余金	△14,013,444
		自己株式	△153
		新 株 予 約 権	381,372
		純 資 産 合 計	1,491,957
資 産 合 計	3,982,372	負債・純資産合計	3,982,372

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
事業収益		
売上高		428,599
事業費用		
売上原価	435,581	
研究開発費	518,667	
販売費及び一般管理費	465,952	1,420,201
営業損失		991,601
営業外収益		
受取利息	46	
その他の	319	365
営業外費用		
支払利息	8,604	
支払手数料	3,754	
為替差損	129,313	
株式交付費	5,867	
社債発行費	27,999	175,539
経常損失		1,166,776
特別利益		
新株予約権取崩益	17,512	17,512
特別損失		
減損損失	124,681	
貸倒引当金繰入額	1,174,126	
関係会社株式評価損	7,975	1,306,784
税引前当期純損失		2,456,047
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失		2,457,257

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2018年5月1日残高	6,712,098	6,701,927	6,701,927	△11,556,186	△11,556,186
事業年度中の変動額					
新株の発行	855,078	855,078	855,078		
当期純損失				△2,457,257	△2,457,257
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	855,078	855,078	855,078	△2,457,257	△2,457,257
2019年4月30日残高	7,567,177	7,557,006	7,557,006	△14,013,444	△14,013,444

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2018年5月1日残高	△153	1,857,686	361,507	2,219,193
事業年度中の変動額				
新株の発行		1,710,156		1,710,156
当期純損失		△2,457,257		△2,457,257
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			19,864	19,864
事業年度中の変動額合計	—	△747,101	19,864	△727,236
2019年4月30日残高	△153	1,110,585	381,372	1,491,957

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

継続企業の前提に関する注記

当社グループの医療製品事業は研究開発費用が先行して計上されることから、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

そのため、主力製品である吸収性局所止血材の製品販売をグローバルに展開し、主に欧州とアジア/オセアニアで売上収入を計上するとともに、販売権許諾による契約一時金やマイルストーンペイメント収入の獲得を目指しましたが、研究開発費用等をカバーする収益の計上には至っておりません。また当会計年度末において、現金及び預金1,596百万円を有しており、加えて更なる資金確保に向けて投資ファンドに対し第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権を発行し資金調達も進めておりますが、当該資金調達は新株予約権によるものであり、行使や調達額は株価の影響を受けることから、株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクがあります。

これらの事項から研究開発及び事業運営のための十分な資金が確保できない可能性があり、不確実性があるため、現時点において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

今後、当社グループは当該状況をいち早く解消し、経営基盤の安定化を実現するために以下の改善策に取り組んでまいります。

① 事業収益の拡大とコスト削減

事業収益の確保に向け当社グループは、主力製品である吸収性局所止血材について欧州では2019年6月に欧州全域をカバーする販売提携を実施しております。販売パートナーの顧客基盤も活用し、より広範囲により多くの医療施設をターゲットに製品販売の拡大を進めてまいります。また吸収性局所止血材と粘膜隆起材に関しては、国内において販売権許諾契約を締結済みであり、製造販売承認の取得に伴いマイルストーンペイメントの獲得が見込めるため、更なる開発進展に取り組んでまいります。また欧州で吸収性局所止血材や次世代止血材、米国で癒着防止材等の各パイプラインの販売権許諾やライセンス付与を進め、契約一時金や共同研究費の確保を目指してまいります。

一方で、グループ全体でコスト削減を進め、製品の原価低減に努めるとともに、研究開発に関してはグループ間で基礎研究の共有や効率化を推進し、一般管理費においても業務効率化による諸経費の削減等にも注力することで費用を圧縮し、収益構造の改善に努めてまいります。

② 資金調達

当社グループの研究開発及び事業運営を進めるための十分な資金確保に向けて、2019年3月に投資ファンドに対し第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し2019年4月に12億99百万円を調達しております。また第20回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第21回新株予約権も発行し資金調達を実行し、2019年6月20日までにその一部について行使が実行され、343百万円を調達しております。しかしながら、今後の新株予約権の行使に関しては株価下落などにより当初想定した資金調達額を確保できないリスクもあります。そのため、当該リスクに備えるためにも新たな資金調達手段の検討を進めてまいります。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………建物並びに工具、器具及び備品については、定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）によっております。また、機械及び装置については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(4) 長期前払費用……………定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨により換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

(追加情報)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当会計年度の期首から適用しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 125,875千円 |
| 上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 | |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 981,661千円 |
| 短期金銭債務 | 98,083千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 428,599千円 |
| 研究開発費 | 156,163千円 |
| 2. 特別損失 | |
| 当社は、関係会社株式について、当社の帳簿価額に対して期末の純資産が著しく下落したため、減損処理を行った結果、関係会社株式評価損7,975千円を計上しております。また子会社への債権等に対し、貸倒引当金繰入額1,174,126千円を計上しております。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	246株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減損損失、株式報酬費用であります。なお、全額評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	3-D Matrix, Inc.	所有 直接100%	研究開発等 の委託 資金の貸付 役員の兼任	研究開発等 の委託 (注 1) 資金の貸付 (注 2)	150,605 55,225	前払金 未払金 短期貸付金 長期貸付金 (注 4)	22,961 28,284 240,179 787,768
	3-D Matrix Europe SAS.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任 製品の販売 商品の仕入	資金の貸付 (注 2) 当社製品の 販売 (注 3) 商品の 仕入 (注 3)	662,915 357,802 64,961	短期貸付金 (注 4) 売掛金 (注 4) 買掛金	1,640,836 864,167 68,634
	3-D Matrix Asia Pte. Ltd.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注 2) 当社製品の 販売 (注 3)	204,831 70,797	短期貸付金 (注 4) 売掛金 (注 4)	800,397 69,236
	3-D Matrix EMEA B. V.	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	—	短期貸付金 (注 4)	143,060
	3-D Matrix UK Limited.	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注 2)	—	短期貸付金 (注 4)	52,739
	3-D Matrix Medical Technology Limited.	所有 間接100%	資金の貸付	資金の貸付 (注 2)	28,127	短期貸付金 (注 4)	86,139
	3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.	所有 直接99.9% 間接 0.1%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注 2)	48,551	短期貸付金 (注 4)	48,439

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 研究開発等委託の取引条件については、市場実勢を勘案して金額等を決定しております。
- (注2) 資金貸付の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 製品の販売及び商品の仕入については、市場価格、総原価を勘案して決定しております。
- (注4) 子会社への債権等に対して、4,329,740千円の貸倒引当金を計上しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	39円	59銭
1 株当たり当期純損失金額	93円	70銭

重要な後発事象に関する注記

独占販売権契約の締結

2019年6月13日に当社欧州子会社の3-D Matrix Europe SAS. は、FUJIFILM Europe BVとの間で、消化器内視鏡手技向けの止血材「PuraStat」の欧州全域での独占販売権契約を締結いたしました。今後、FUJIFILM Europe BVが欧州全域の消化器内視鏡手術の領域において「PuraStat」の製品販売を独占的に実施いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2018年5月1日から2019年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリー・ディー・マトリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 内 茂 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリー・ディー・マトリックスの2018年5月1日から2019年4月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月24日

株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役会

常勤監査役 河 邊 務 ⑩

監 査 役 向 川 寿 人 ⑩

監 査 役 大 毅 ⑩

(注) 常勤監査役 河邊 務及び監査役 向川 寿人並びに監査役 大 毅は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おか だ じゅん 岡 田 淳 (1974年7月31日生)	1998年4月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 2005年8月 当社入社 経営企画部マネージャー就任 2007年7月 当社取締役就任 2012年4月 3-D Matrix Europe SAS. 取締役就任（現任） 2012年7月 当社取締役副社長就任 2012年10月 3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役就任（現任） 2014年6月 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役就任（現任） 2014年8月 北京立美基投資咨询有限公司 取締役就任（現任） 2016年3月 当社代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役 北京立美基投資咨询有限公司 取締役	164,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	なが の けい じ 永 野 恵 嗣 (1954年 6 月 8 日生)	1978年 4 月 エクソン化学(株) (現エクソンモービル(有)) 入社 1986年 6 月 ベイン・アンド・カンパニー東京事務所入所 1993年 4 月 同所パートナー就任 1994年 4 月 同所韓国事務所長就任 2000年 4 月 ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド日本代表就任 2004年 5 月 当社設立 代表取締役会長就任 2007年10月 3-D Matrix, Inc. 取締役就任 (現任) 2012年 4 月 3-D Matrix Europe SAS. 取締役就任 (現任) 2012年10月 3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役就任 (現任) 2014年 6 月 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役就任 (現任) 2016年 3 月 当社取締役会長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 3-D Matrix, Inc. 取締役 3-D Matrix Europe SAS. 取締役 3-D Matrix Asia Pte.Ltd. 取締役 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda. 取締役	1, 810, 100株
3	あら い とも ゆき 新 井 友 行 (1972年 8 月18日生)	1996年 4 月 (株)プロネクス入社 2006年 5 月 CSBAコンサルティング(株)入社 シニアマネージャー 2006年12月 CSBAインベストメント(株) 取締役就任 2007年 9 月 (株)アスコット入社 経営企画室マネージャー 2008年12月 当社入社 コンプライアンス室長就任 2010年 4 月 当社経営企画室長就任 2012年 7 月 当社取締役就任 (現任)	48, 000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	しま むら かず や 島 村 和 也 (1972年10月20日生)	1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2004年10月 弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所 2008年 3 月 島村法律会計事務所設立 代表就任（現任） 2008年 6 月 (株)ソディックプラステック 社外監査役就任 2008年 7 月 当社監査役就任 2012年 7 月 当社取締役就任（現任） 2014年 3 月 コスモ・バイオ(株) 社外取締役就任（現任） 2015年 6 月 アイビーシステム(株) 社外監査役就任 2017年 1 月 (株)アズーム 社外監査役就任（現任） 2017年 1 月 (株)SJI(現(株)カイカ) 社外取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） 島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ(株) 社外取締役 (株)アズーム 社外監査役 (株)カイカ 社外取締役	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 島村和也氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は島村和也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 島村和也氏を社外取締役候補者とした理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 島村和也氏につきましては、弁護士・公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかし、公正かつ客観的な立場で適切な意見をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 島村和也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
- (3) 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外取締役との間で、当社との責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役河邊務氏および向川寿人氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かわ べ つとむ 河 邊 務 (1957年9月9日生)	1981年4月 (株)TKC入社 1989年10月 ソニー生命保険(株)入社 1996年7月 アメリカンファミリー生命保険会社 入社 1997年6月 (株)共栄商会入社 2000年4月 (株)スノーヴァ入社 2001年2月 (株)ティー・イー・エム入社 2003年7月 財団法人東京都高齢者事業振興財団 入職 2004年1月 河邊社会保険労務士事務所設立 代表 就任（現任） 2005年6月 (株)CBE取締役総務担当就任 2005年10月 当社監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 河邊社会保険労務士事務所 代表	8,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	むしかい がわ とし ひと 向 川 寿 人 (1953年9月7日生)	1976年4月 東亜建設工業(株)入社 1981年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1985年9月 (株)ファースト コンサルティング設立 取締役就任（現任） 1990年4月 向川公認会計士事務所設立 代表就 任（現任） 2001年2月 エム・アール・エス広告調査(株) 社 外監査役就任（現任） 2001年6月 オリコン(株) 社外監査役就任 2005年6月 (株)アドバンスト・メディア 社外監 査役就任（現任） 2005年7月 当社監査役就任（現任） 2014年5月 (株)PR TIMES 社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） (株)ファースト コンサルティング 取締役 向川公認会計士事務所 代表 エム・アール・エス広告調査(株) 社外監査役 (株)アドバンスト・メディア 社外監査役 (株)PR TIMES 社外監査役	6,400株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 河邊務氏及び向川寿人氏は社外監査役候補者であります。
3. 河邊務氏及び向川寿人氏を社外監査役候補者とした理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 河邊務氏につきましては、社会保険労務士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 向川寿人氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の監査にいかしていただきたいため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (3) 河邊務、向川寿人の各氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって河邊務氏が13年9か月、向川寿人氏が14年となります。
- (4) 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることが出来るよう、社外監査役との間で、当社との責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員、社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下のとおり当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員、社外協力者に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、中長期的なインセンティブを付与することを目的とし、社外協力者には期待する貢献の度合いに応じて付与するものであり、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上を目指してストック・オプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 本議案の承認決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限

(1) 新株予約権の数の上限および目的である株式の数

新株予約権3,000個を上限といたします。

各新株予約権の目的である株式数（以下「目的株式数」という。）は普通株式100株といたします。

ただし、割当日以降当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的株式数を調整するものといたします。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的株式数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他目的株式数を調整することが適切な場合は、会社は合理的な範囲内で目的株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込を要しないことといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、当該新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社の普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるも

のいたします。ただし、その金額が当該新株予約権の割当日の東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社の普通株式の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格といたします。割当日以降、当社が当社普通株式の分割・併合および時価を下回る価額で当社普通株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により 1 株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数は切上げるものといたします。なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替えるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数（株式の併合の場合は併合株式数を減ずる）}}{\text{既発行株式数}}}$$

割当日以降、当社が合併等を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他 1 株当たりの行使価額を調整することが適切な場合は、当社は 1 株当たりの行使価額の調整を行うことができるものといたします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

① 当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員：

当社取締役会における新株予約権発行決議の日後 2 年を経過した日から当該発行決議日後 10 年を経過する日までといたします。

② 社外協力者：

当社取締役会における新株予約権発行決議の日から、当該発行決議日後 10 年を経過する日までといたします。

(5) 新株予約権行使の条件

① 新株予約権者のうち社外協力者を除く当社または当社子会社の役員または従業員は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の役員または従業員であることを要するものといたします。ただし、当社もしくは当社子会社の役員が任期満了により退任した場合または当社もしくは当社子会社の従業員が定年により退職した場合その他正当な理由がある場合は、この限りではないものといたします。

② 前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始前に死亡した場合、新株予約権の行使期間開始後 6 カ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができるものといたします。また、前号にかかわらず、新株予約権者が新株予約権の行使期間の開始後に死亡した場合、新株予約権者死亡後 6 カ月を経過する日までの期

間に限り、新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができるものといたします。

- ③ その他権利行使の条件は、株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによるものといたします。

(6) 増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額）とし、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ② 新株予約権者が上記新株予約権行使の条件により新株予約権を行使できなくなったときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。
- ③ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡により本新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 合併等における新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新

設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めることを条件といたします。

① 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

② 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とするものといたします。

③ 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、決定するものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額といたします。

⑤ 新株予約権の権利行使期間

権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までといたします。

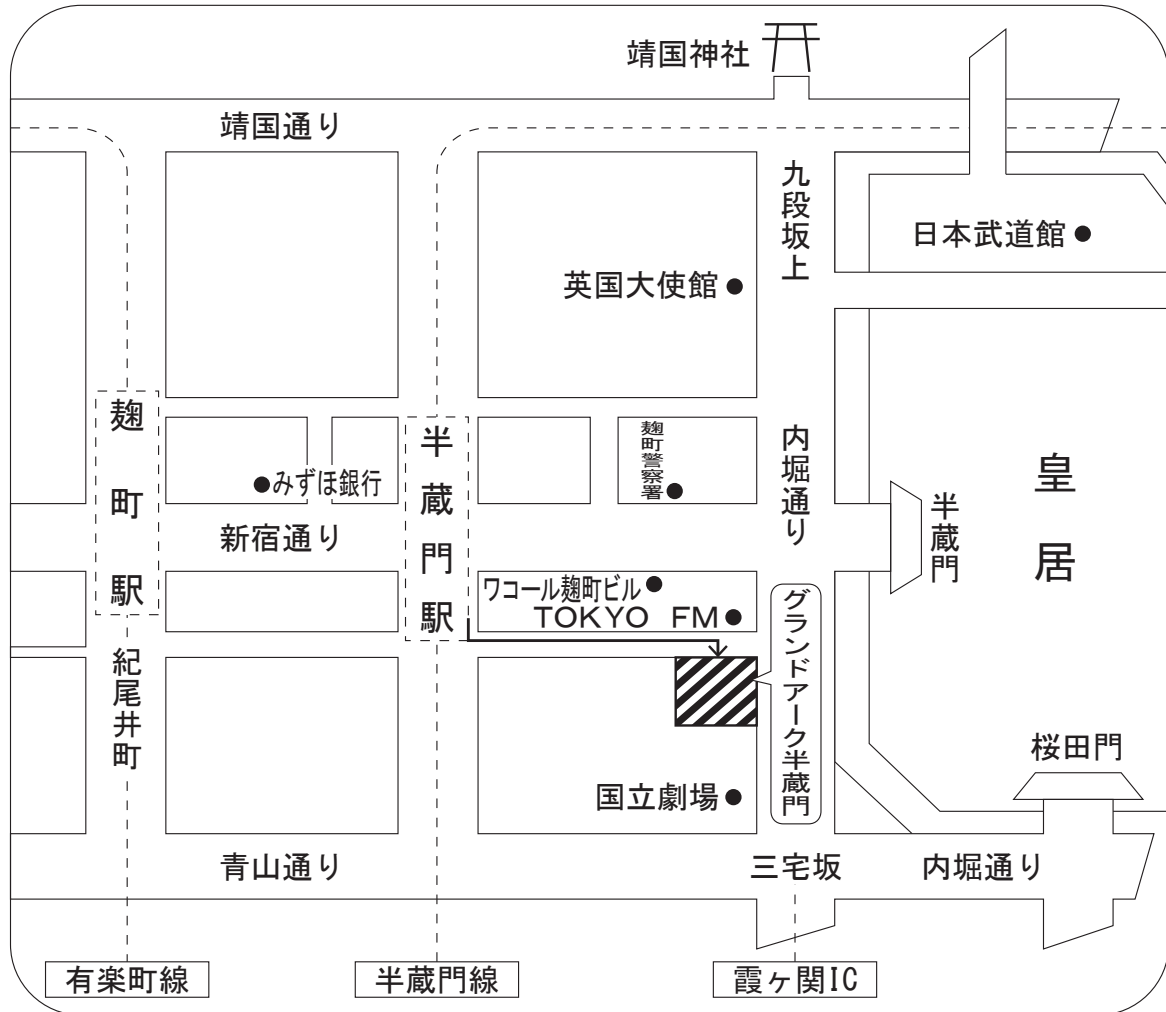
⑥ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町1番1号
ホテルグランドアーク半蔵門 富士の間
TEL : 03 (3288) 0111 (代表)



[交通のご案内]

- ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩約2分
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩約7分

当日会場は駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。